

平成 25 年3月 12 日 報道発表資料抜粋

件名: 土壌汚染に係る報告について

<内容>

本日、山倉瓦工業株式会社から、土壌汚染対策法第3条第1項に基づき、土壌汚染状況調査を実施した結果について報告がありました。概要は下記のとおりです。

記

1 調査対象地

山倉瓦工業株式会社

岡崎市合歓木町字平池1番 他 32 筆(面積:11042.54 m<sup>2</sup>)

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成 25 年3月 12 日(火)

(2) 調査の実施期間

平成 24 年 11 月 26 日(月)～平成 25 年3月 11 日(月)

(3) 調査項目

土壌汚染対策法で規定する第二種特定有害物質のうち六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(4) 土壌汚染の調査結果

ア 土壌含有量基準

一部の調査地点において、土壌汚染対策法に規定する土壌含有量基準を超過していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	超過地点数 ／調査地点数
鉛及びその化合物	2800 mg/kg (18.7 倍) <sup>注</sup>	150mg/kg 以下	11/73

注:( )内は土壌溶出量基準に対する倍率

イ 土壌溶出量基準

一部の調査地点において、土壌汚染対策法に規定する土壌溶出量基準を超過していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	超過地点数 ／調査地点数
鉛及びその化合物	0.016 mg/L (1.6 倍) <sup>注</sup>	0.01mg/L 以下	1/61
ほう素及び その化合物	7.5 mg/L (7.5 倍) <sup>注</sup>	1mg/L 以下	3/61

注:( )内は土壌溶出量基準に対する倍率

### 3 措置の状況

汚染が判明した場所はシートによる被覆がされており、汚染土壌の飛散、雨水による汚染の拡散防止の応急措置が図られています。

### 4 市の対応

市は、敷地周辺の飲用井戸の有無を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を、土壌汚染対策法第6条第1項又は同法第11条第1項に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

また、事業者に対し、土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。